

【講義⑥】

市町村長申立てと地域連携ネットワーク

◆講 師

日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター

事務局次長 福島 健太 氏

豊田市 福祉部 よりそい支援課

地域共生・社会参加担当長 安藤 亨 氏

市町村長申立てと 地域連携ネットワーク

1

本科目の目的

市町村長申立てと権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の役割について、講義・演習を通じて理解する。

- ① 市町村長申立ての事務と地域連携ネットワークの意味を具体事例から理解する。
(地域連携ネットワークづくりの目的、機能・取組)
- ② 市町村長申立ての個別ケースから見えた地域課題と地域連携ネットワークのしくみとのつながりを理解する。
(権利擁護支援チーム、中核機関、協議会)
- ③ 中核機関の必要性を理解する。

2

本科目の流れ

120分 市町村長申立てについての講義 (演習はライブ配信)

80分 事例を通じた体制整備の視点確認

<ポイント>

- 前半は、講義・ペアワークなど（演習はライブ配信で実施）を通じて、市町村長申立ての流れや実務について、一緒に理解していきましょう。
- 後半では、前半の事例の中で、国基本計画や各種手引きで言わわれている内容がどういう場面か、どういった作用をしているか、どうつながっているかを俯瞰的に見ながら振り返り、体制整備に向けた視点について、一緒に確認していきましょう。

<注意>

※事例は、市町村長申立ての事務を理解していただくための創作事例です。

※実務を中心に説明することを趣旨としており、対応における相談援助技術の説明等は省略しています。

3

市町村長申立て事務について

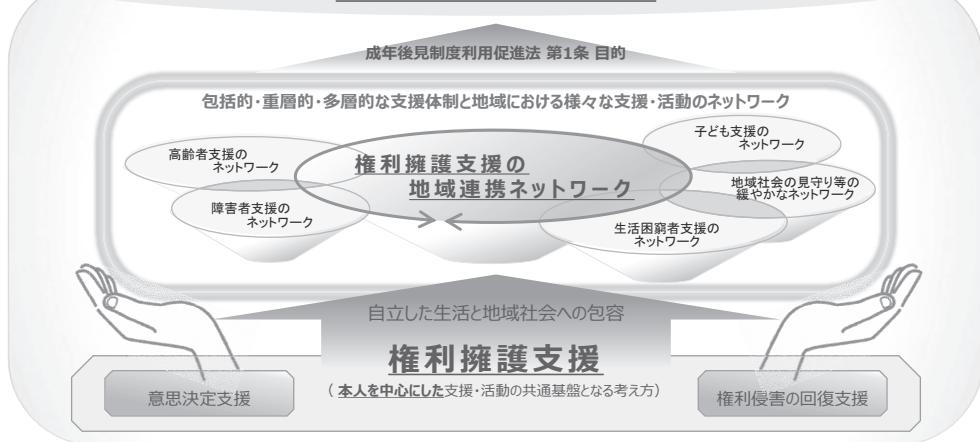
4

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現



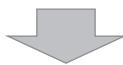
5

市町村長申立ての位置づけ

民法の改正による成年後見制度の誕生 + 各福祉法の改正（平成12（2000）年）

市町村長による申立権が規定

- ・老人福祉法第32条
- ・知的障害者福祉法28条
- ・精神保健福祉法51条の11の2



「その福祉を図るため
特に必要があると認めるとき」

6

市町村長申立ての位置づけ

なぜ、市町村行政に申立て権限が付与されているのか？

本人を支える介護保険サービスや障害福祉サービスの利用

- 意思表示を前提とする“契約”という法律行為によって成立
- 意思表示を適切に行なうことが難しい方だと適切な支援が受けられない

成年後見制度の利用にあたり、適切な申立人不在への対応

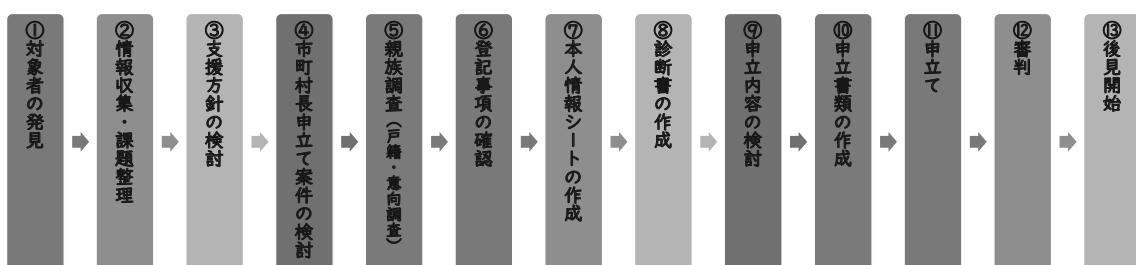
- 家庭裁判所に申立てされることを前提としている
- 申立てを行う判断能力がない方や、親族がいない方への保障ができない

相談援助等の過程において、その実情を把握しうる立場にあるのは“市町村”

- そのため、市町村長に対して審判の請求権が付与されている
- 権限の適切な履行は、本人の保護の観点（権利侵害からの回復支援）において、福祉行政の大変重要な役割

7

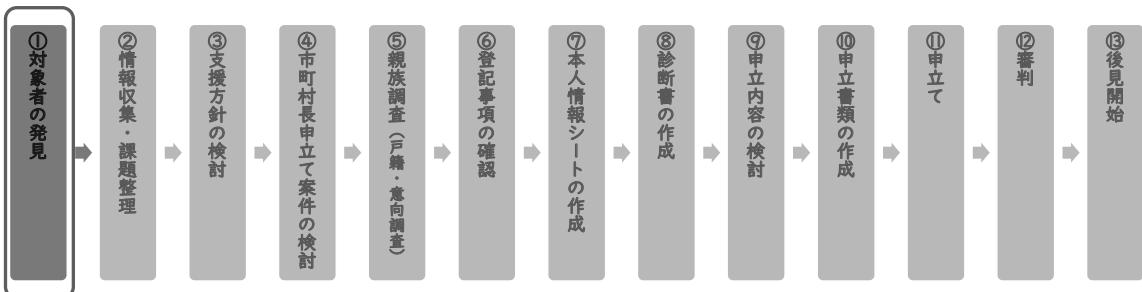
市町村長申立て事務の主な流れ



※上記は、基本的な流れを示したものであり、ケースにより事務が前後する場合や同時に行われる場合などもあります。

8

市町村長申立て事務の主な流れ



① 対象者の発見

- ・65歳以上の者、知的障害者、精神障害者

◎ただし、老人福祉法第5条の4により、65歳未満の者で特に必要があると認められる者も含まれます。

◎知的障害者福祉法には定義規定がなく、対象者は手帳の有無に依りません。

◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条では、統合失調症等精神疾患有する者と定義され、こちらも手帳の有無に依りません。高次脳機能障害の方も対象となります。

9

市町村長申立て事務の主な流れ

① 対象者の発見（具体的には・・・）

認知症や知的・精神障害等により、本人の判断能力が不十分

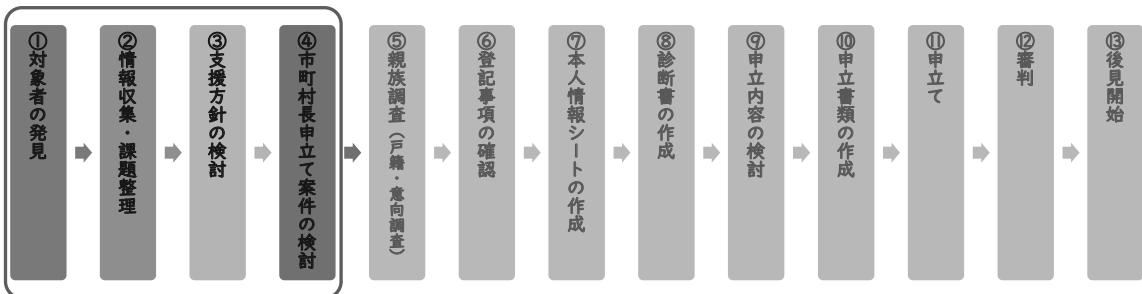


- ・診療契約やサービス利用契約（施設入所含む）を理解できず、利用が進まない方
- ・本人が本来必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している方
- ・不動産処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない方
- ・預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待を受けている又は疑いがある方
- ・身体的、心理的、性的、ネグレクト等の虐待を受けている又は疑いがある方
- ・過去に消費者被害に遭ったことがある又は現に悪徳業者につきまとわれている方
- ・商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない方
- ・税金や施設利用料の滞納、その他借金等を現に有しているが、適切に対応できていない方
- ・資産や収入が低く、自分で申立てをすることが難しい方

等

10

市町村長申立て事務の主な流れ



①～④ 市町村長による審判請求（対象となる状況等）

- ・その福祉を図るために必要があると認めるとき（老人福祉法第32条等抜粋）

◎この記述は、過度な介入を防ぐためであり、保護（権利侵害からの回復支援）の必要性がある場合に実施する判断を行うことは福祉行政としての責務です。

◎このため、市町村長申立ての事務では、本人の状態や取り巻く環境、支援の状況等をしっかりと把握することが重要となります。（=地域連携ネットワークの重要性）

11

市町村長申立て事務の主な流れ

「その福祉を図るために必要があると認めるとき」とは？

その福祉を図るため

→必要と判断される介護保険サービスや障害福祉サービスの利用や、その利用に付随する財産の管理など日常生活上の支援を図るため※1

→虐待の通報又は届出に対し、虐待の防止や保護、自立の支援を図るため※2

特に必要があると認めるとき

→親族による成年後見制度の申立てが期待できないとき※1

・2親等内の親族がいない場合や、いても音信不通や支援拒否等の状況の場合

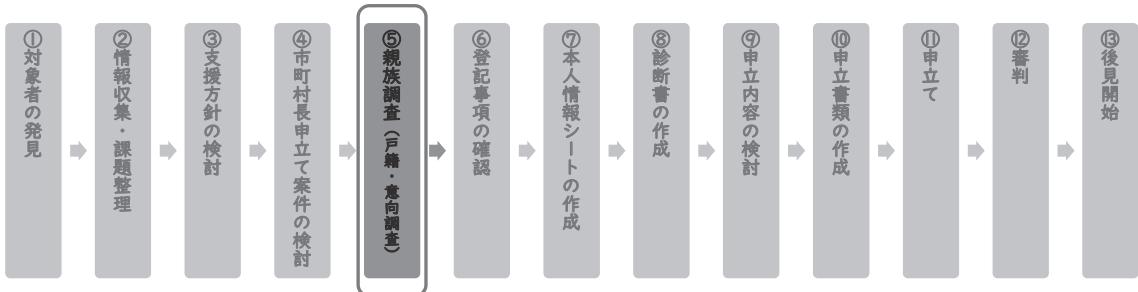
・申立を行おうとする3、4親等の親族の存在が既知の情報で明らかでない場合や、存在が明らかであっても音信不通や支援拒否等の状況の場合

※1 「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについての一部改正について（平成17年7月29日付厚生労働省老健局計画課長事務連絡）

※2 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第9条第2項、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第9条第3項

12

市町村長申立て事務の主な流れ



⑤ 親族調査（戸籍調査・意向調査の範囲）

【根拠】老人福祉法第5条の4第2項ほか、令和3年11月26日付障障発1126第1号等通知

【内容】

- ・2親等以内の親族の有無を確認すること。

- ・3親等又は4親等の親族がいて、審判請求をする者の存在が明らかなときは、市町村長申立てを行わないことが適当であること。

【事務】①戸籍調査（戸籍謄本等の公用請求により2親等以内の親族の確認）

②意向調査（親族が申立てを行う意向があるかの確認）

※ 意向調査は、戸籍調査した2親等と存在の明らかな3、4親等の親族に対して行う。制度利用の同意や賛同を確認するもの（利用意見調査）ではないことに注意。

13

市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則①

1. 申立てを行う市町村について

- 市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。
- これらの観点を総合的に踏まえ、住所（住民登録のある場所をいう。）と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては原則として、

- ・生活保護の実施機関（都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。）
- ・入所措置の措置権者
- ・介護保険の保険者
- ・自立支援給付の支給決定市町村 等となる市町村が行うこと。

- ・ただし、施設入所が長期化し施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。
- ・また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。
- ・なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築すること。

14

市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則②

2. 個別事案等の考え方について

①本人が複数のサービスを利用し、保険者市町村と支給決定市町村が異なる場合や、長期入院患者の場合等における市町村長申立てについては、以下の市町村が原則として市町村長申立てを行うものとする。

ア	生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合。(※1)	生活保護の実施機関（都道府県が実施機関である場合を除く。）
イ	措置を受けた介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関（措置から契約に切り替わった場合を除く。）
ウ	住所地特例（居住地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持にとってより中心的であるサービスを所管する市町村。（保険者又は支給決定市町村）
エ	生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居住地のある市町村（※2）。ただし、長期入院患者の場合は、本人が退院後入院前の居住地に居住することが予定されているときは、入院前の居住地の市町村が申し立てを行うこと。

(※1) 例示として以下のような場合が考えられる。

・住民基本台帳上、住所は存在するが既に家財等を処分し居所ではなくなりており、現在地（医療機関）には住所を変更できない場合。

・入院中のため介護保険サービス等は不要である場合。

(※2) 住民票を移さずに別の市町村に居住実態があることも想定されるため、形式的に住所地で判断はしない。

ただし、都道府県がすでに所管域内の調整を円滑にする独自のルールを定めている場合や、自治体間で合意がある場合はこの限りではない。また、都道府県と政令市の協議により、都道府県の判断機能を政令市に依頼することも差し支えない。

②上記の原則に依りがたい特別な事情がある場合においては、以下の考慮事項を総合的に勘案して、原則として関係市町村が協議の上で決定すること。

ア 本人の状態像や生活実態を把握していることも重要であること。

イ 本人への関わりは成年後見の申立てで終了ではなく、本人の権利擁護支援に取り組むチームに後見人等が参加し、どのような支援を行っていくかを継続して検討していく必要があること。（市町村は受任調整や成年後見制度利用支援事業による関わりがあること。）

ウ 審判の請求は本人住所地を管轄する裁判所にて行う必要があること。

なお、1ヶ月間を目処として市町村間での協議が整わない場合は、本人の権利擁護に支障を來すことがないように、市町村から都道府県に協議を行い、都道府県において判断すること。

都道府県をまたぐ場合においては、本人の権利擁護支援が可能な限り迅速に行われるよう、都道府県間で協議の上、判断すること。都道府県間で協議が難航した場合は、それぞれの同意の下、具体的な論点を明らかにして、厚生労働省の担当部局に相談することができる。

15

市町村長申立てにおける親族調査の基本的な考え方について①

1. 親族調査の基本的な考え方について

市町村長申立てにおける親族の有無等についての調査（以下「親族調査」という。）は、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の規定に基づき、親族等の法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が「その福祉を図るために必要があると認めるとき」かどうかを確認するために行うものであり、次の3つに分けられる。

- ア 戸籍調査
親族の有無を確認する目的で行う調査
- イ 意向調査
親族が申立てを行う意向があるかを確認する目的で行う調査
- ウ 利用意見調査
成年後見制度を利用開始すること等への意見を確認する目的で行う調査

2. 戸籍調査の基本的な考え方について

・市町村長申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。その結果、2親等以内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長申立ては行わないことが適当である。

3. 意向調査の基本的な考え方について

・意向調査については、親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。
・また、虐待以外であっても、親族の重病、長期不在や居住不明により親族からの申立てが期待できない場合は、省略することができる。

4. 利用意見調査の基本的な考え方について

・利用意見調査については、制度利用に対する親族の同意は必要とされておらず、利用意見調査表の提出は義務ではない。これを踏まえて、親族の同意が得られないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

16

市町村長申立てにおける親族調査の基本的な考え方について②

5. 虐待等の緊急事案における親族調査の基本的考え方について

虐待等の緊急事案における親族調査については、個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立てが求められるところであり、次のとおり取り扱うこと。

①戸籍調査について

- 戸籍調査については、本人に対する権利擁護支援において中核を担うキーパーソンの把握という観点から、虐待事案等においても原則として実施すること。
- ただし、事案の緊急性が高い場合で、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること。

②意向調査について

- 意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができる。
- 一方で、戸籍調査を行う過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、成年後見の申立後の支援等を考慮するに当たって調査を実施した方が良いと判断した場合等においては、各市町村の判断により意向調査を実施することができる。
- ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意すること。

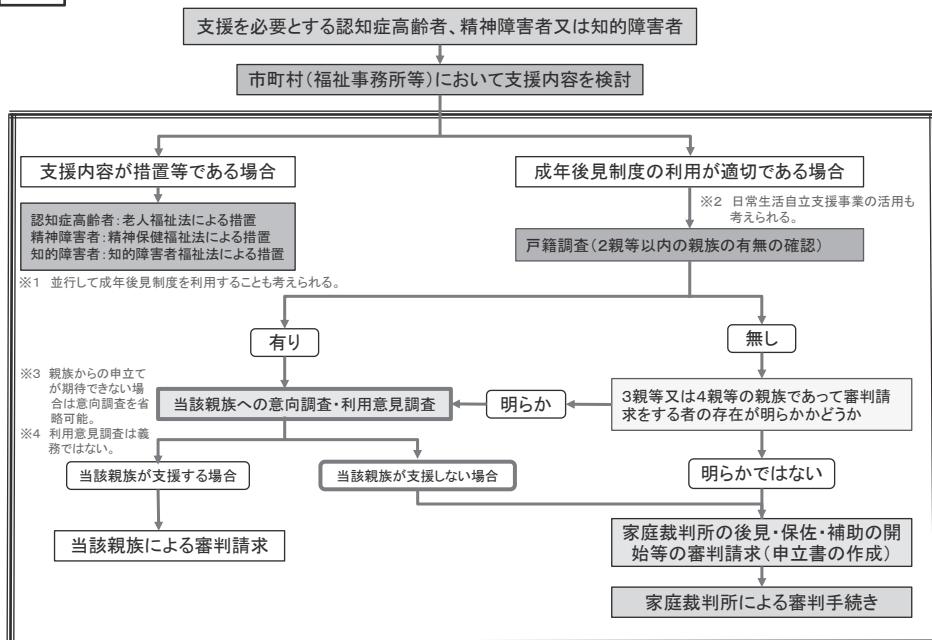
③利用意見調査について

- 利用意見調査については、キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行う場合、意向調査と同様、親族へ調査することで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することも想定されることから、慎重に実施すること。

17

別添 1

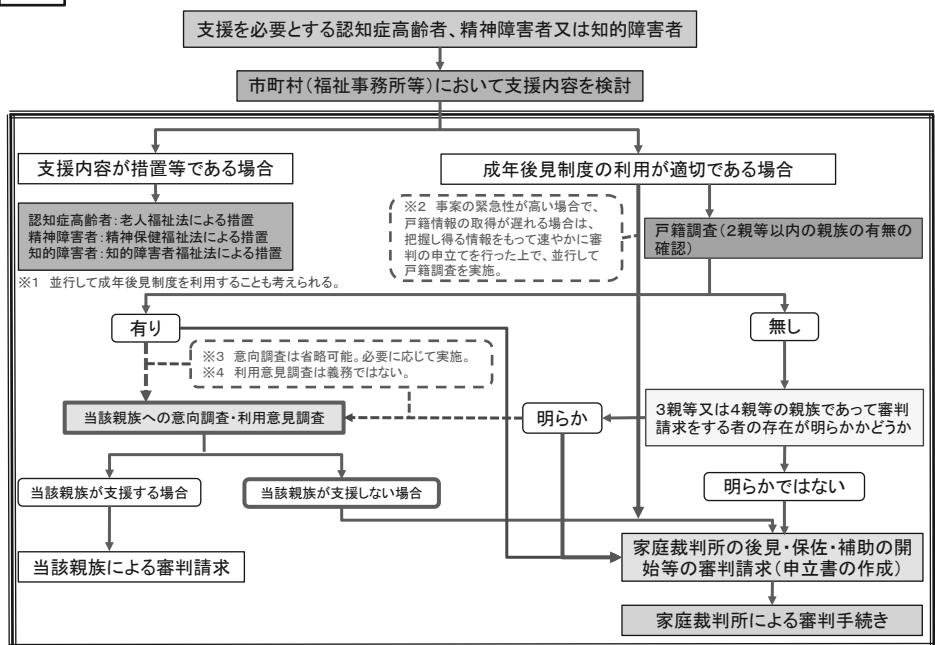
市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者) ※虐待等の緊急事案ではない場合



18

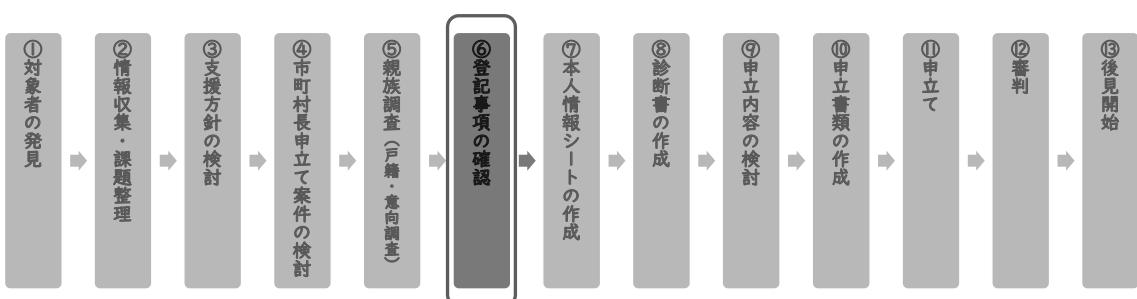
**別添
2**

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)
※虐待事案等で迅速な対応が必要な場合は青線を参照



19

市町村長申立て事務の主な流れ



⑥ 登記事項の確認（登記されていないことの証明書の取得）

【根拠】・後見登記等に関する法律

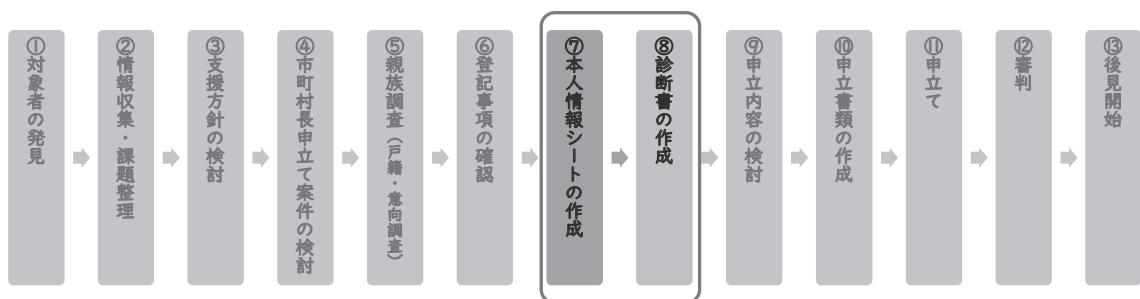
【事務】・東京法務局後見登録係に郵送で取り寄せる

・全国の法務局・地方法務局（本局）の窓口で発行してもらう

※ただし、申立時に添付できるのは発行から3か月以内のもの

20

市町村長申立て事務の主な流れ



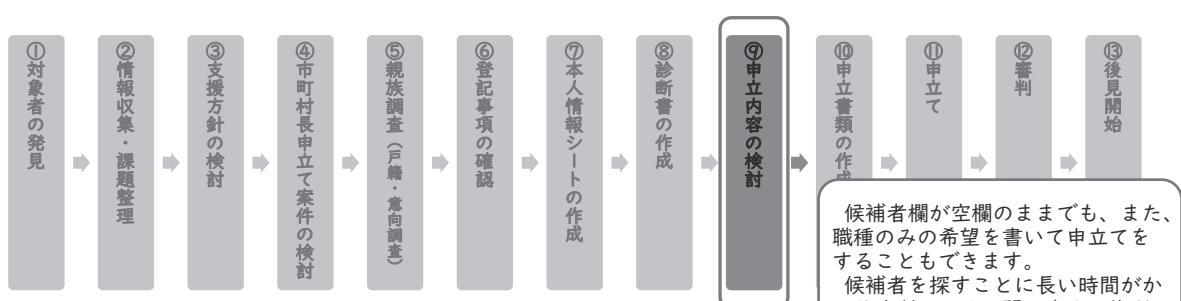
⑦⑧ 本人情報シート・診断書の作成

【根拠】
・平成31年3月18日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室等事務連絡

【内容】
・診断書の改定と本人情報シートの導入の情報提供
・関係者に対する幅広い周知
・円滑な運用への配慮

21

市町村長申立て事務の主な流れ



⑨ 申立内容の検討（候補者等の検討・調整）

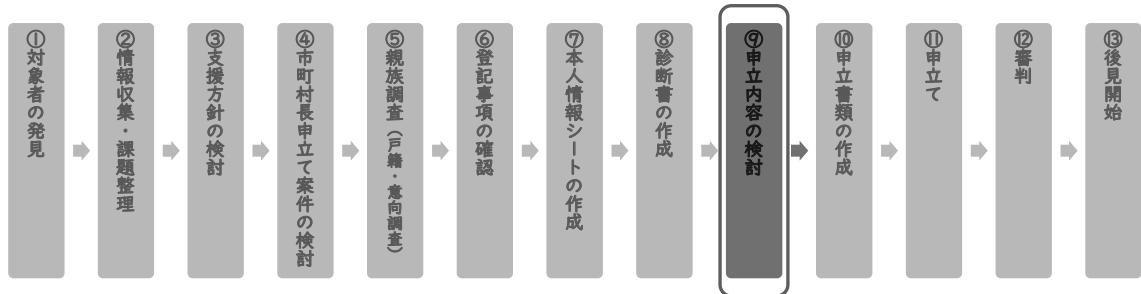
【根拠】
・老人福祉法 第32条の2
・知的障害者福祉法 第38条の2
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第51条の11の3

【内容】
・後見等の業務を適切に行うことができる者の家庭裁判所への推薦
(その他、人材の育成・活用、研修の実施等の記述あり)



22

市町村長申立て事務の主な流れ

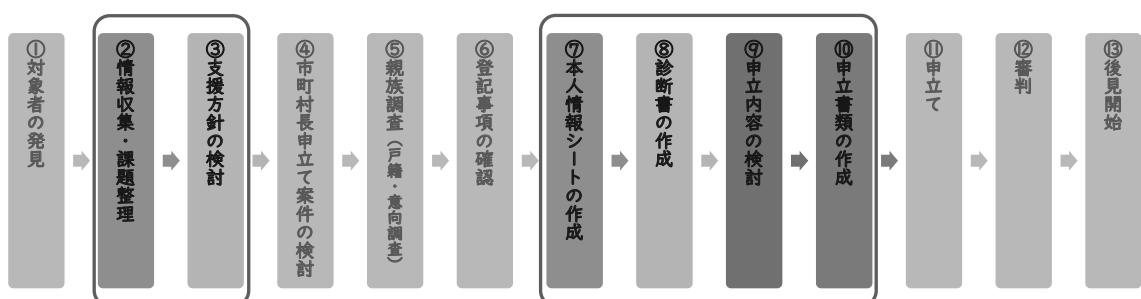


⑨申立内容の検討（想定される類型と必要となる権限）

- 【根拠】**
- ・老人福祉法 第32条
 - ・知的障害者福祉法 第28条
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第51条の11の2
- 【内容】**
- ・後見開始の審判（民法第7条）
 - ・保佐開始 + 追加する同意権付与 + 必要な代理権付与の審判
(民法第11条、第13条第2項、第876条の4)
 - ・補助開始 + 必要な同意権付与 + 必要な代理権付与の審判
(民法第15条第1項、第17条第1項、第876条の9)

23

市町村長申立て事務の主な流れ



⑨申立内容の検討（候補者等の検討・調整、想定される類型と必要となる権限）

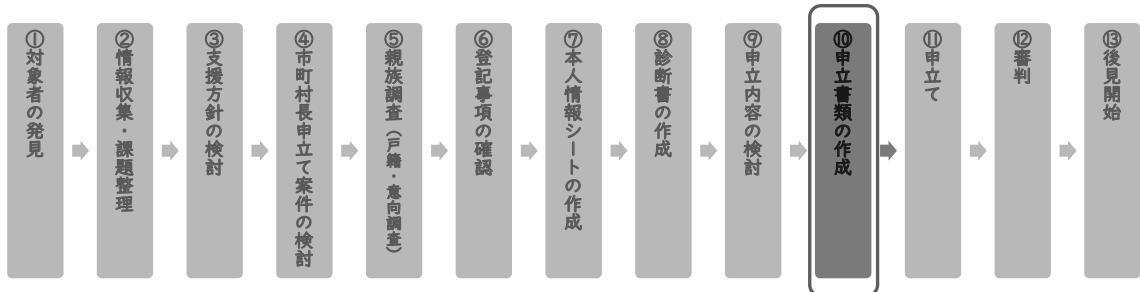
⇒②③⑦⑧の情報が大きく影響

参考：第二期成年後見制度利用促進基本計画P.30～32
(権利擁護支援チームの形成支援機能)

- ◎ “具体的な課題”と“候補者の特性（複数後見など選任形態を含む）”をうまく結びつけることを考えます。
- ◎ 保佐・補助では必要な行為について、同意権・代理権の権限付与の申立てを行い、本人の同意+家庭裁判所の判断の上、権限が付与されます。
- ◎ これらのことから、本人に生じている具体的な課題をしっかりと把握することが重要となります。

24

市町村長申立て事務の主な流れ

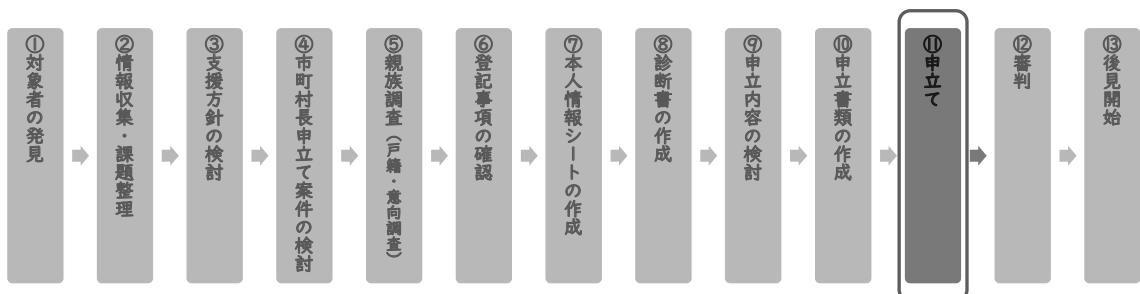


⑩ 申立書類の作成（必要書類の準備）

各家庭裁判所が作成している申立必要書類のチェックリストを参照

25

市町村長申立て事務の主な流れ



⑪ 申立て（手続費用）

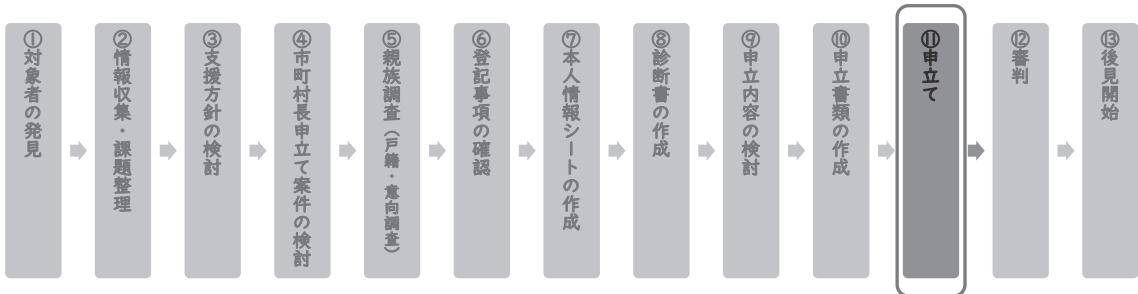
【根拠】・家事事件手続法 第28条

【内容】・手続費用は申立人の負担が原則

◎ただし、後見・保佐・補助開始等申立て時に、手続費用を本人負担としてほしい旨の上申欄を記載することで、家庭裁判所により、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用は、全部又は一部について、本人の負担とする旨の判断がされる場合があります。（同法第28条第2項）

26

市町村長申立て事務の主な流れ



⑪ 申立て（手続費用の助成）

- 【根拠】
・介護保険法 地域支援事業（成年後見制度利用支援事業）
・障害者総合支援法 地域生活支援事業（成年後見制度利用支援事業）
・高齢者虐待防止法 第28条
・障害者虐待防止法 第44条

◎実務は、市町村によって異なりますが、例えば、助成の対象となる方の場合は前頁の上申を行わず、本人に求償しないという取扱い方が考えられます。

◎また、手続費用の助成は、平成20年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課事務連絡及び平成20年10月24日付厚生労働省老健局計画課長事務連絡により、市町村長申立て以外も対象とすることが求められています。

27

成年後見制度の利用促進について

成年後見制度利用支援事業について

- 平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立し、政府において平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定した。これを踏まえ、平成29年度以降は、地方自治体において計画を作成することが求められており、地域生活支援事業費等補助金も活用の上、より一層、成年後見制度の利用促進に向けた取組を図られたい。
※令和3年度は基本計画の最終年度に当たることから、計画の見直しに向け「成年後見制度利用促進専門家会議」で議論。12月22日に「最終とりまとめ」公表（今後はパブリックコメントを経て、令和4年3月までに第二期計画を閣議決定予定）。
- 成年後見制度利用支援事業の利用に当たって、地方自治体の実施要綱において、助成対象者の要件を市町村長申立てに限定している例や助成対象者の収入要件・保有資産要件を設けている例（生活保護受給者に限定する等）が散見される。
- 事業の対象者について法律上は、上記のような限定を設けていないため、以下の点を踏まえて、地方自治体における実施要綱の内容を改めて確認し、必要な対応を検討されたい。
 - 市町村長申立ての場合に限らず、本人や親族からの申立て等も対象となること
 - 費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としており、一定額以下の収入や資産という要件は設けていないこと
 - 後見人以外の、後見監督人、保佐監督人、保佐人、補助監督人、補助人、特別代理人の場合でも事業の対象となること（総合支援法施行規則第65条の10の2）

参考：障害者に係る成年後見制度関係予算 地域生活支援事業費等補助金518億円の内数（令和4年度予算案）

28

出典：厚生労働省「令和3年度 全国厚生労働関係部局会議（障害保健福祉部）」

成年後見制度利用支援事業(高齢者関係)の概要

保全処分の財産管理人への報酬についても市町村が適当と考える場合は、助成対象とすることができます

1. 事業内容

○市町村が次のような取組を行う場合に交付金を交付する。

(1) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ① 対象者: 成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
- ② 助成対象経費
 - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費(申立手数料、登記手数料、鑑定費用など)
 - ・ 後見人等の報酬

診断書料も含んで考えることができます

(2) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を実施する団体の紹介等

以下の内容については、市町村が必要と認めれば補助対象として差し支えありません

- ・ 申立の手続き代行手数料(司法書士へ依頼した場合)
- ・ 申立の手続きに要した郵送料等
- ・ 申立の可否を検討するために専門家を呼んだ際の経費 等

2. 予算額

○地域支援事業交付金1,928億円の内数（令和4年度予算）

【負担割合】国 38.5／100 都道府県 19.25／100 市町村 19.25／100 1号保険料 23／100

3. 市町村の取組状況

○1,690市町村(全市町村の97%)（令和3年4月1日現在）

※ 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果による。

29

成年後見制度利用支援事業(障害者関係)

診断書料も含んで考えることができます

1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

保全処分の財産管理人への報酬についても市町村が適当と考える場合は、助成対象とすることができます

3. 実施主体

市町村(補助率:国1／2以内、都道府県1／4以内)

以下の内容については、市町村が必要と認めれば補助対象として差し支えありません

- ・ 申立の手続き代行手数料(司法書士へ依頼した場合)
- ・ 申立の手続きに要した郵送料等
- ・ 申立の可否を検討するために専門家を呼んだ際の経費 等

4. 令和4年度予算

地域生活支援事業費等補助金 518億円の内数

5. 実施状況

令和3年4月1日現在 1,682市町村(令和3年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査)

30

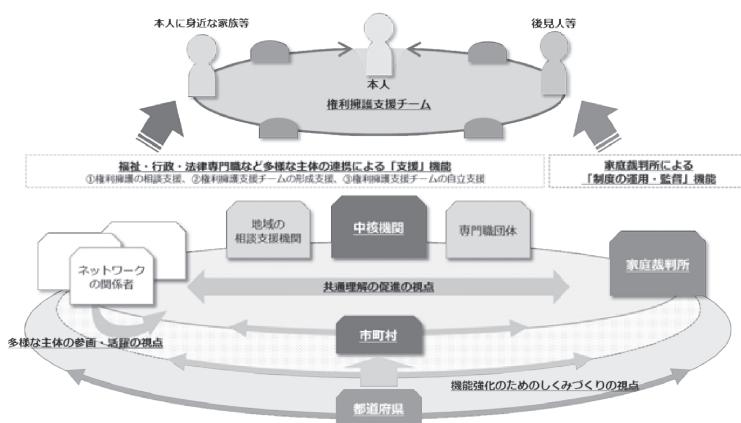
事例を通じた 体制整備の視点確認

31

権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の構築に向けたポイント

I 何のために権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」を構築するのか (=必要性・趣旨)

- ・ 権利擁護支援が必要な人は、自ら助けを求めることが難しい。権利が侵されていることに気づくことができない場合も。
→全国どの地域でも必ず起こり得ること
- ・ 本人らしい生活を継続するためには、地域社会の気づき、意思決定の支援、サービス・行政の関与・法的な支援・成年後見制度の利用につなぐことが必要。
- ・ 権利擁護支援が必要な人は、身寄りに頼ることができない、地域社会とのつながりが希薄、孤独・孤立の状態の場合も。そのため、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援の充実も重要。

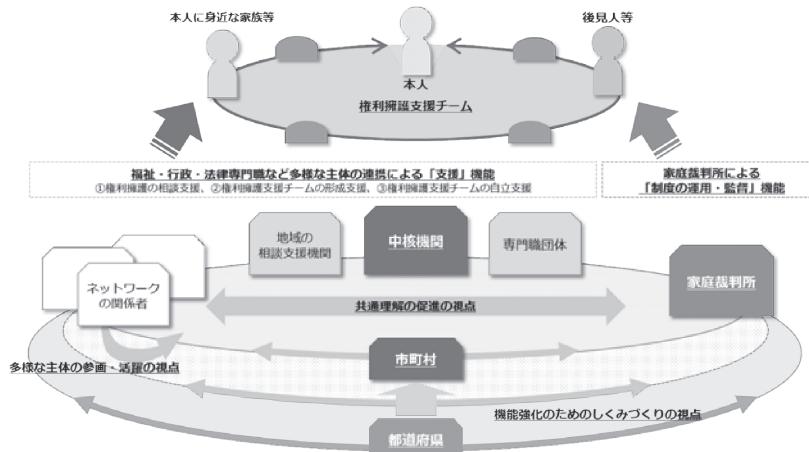


32

権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の構築に向けたポイント

2 何によって、「地域連携ネットワーク」は構成されるのか(=しくみ)

- ア 本人を中心にして必要な権利擁護支援の対応を行う「権利擁護支援チーム」
- イ 関係機関・団体が連携を強化し、自発的な協力を進めるしくみである「協議会」
- ウ 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制(「中核機関」)



33

権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の構築に向けたポイント

○ 「権利擁護支援チーム」とは何か?

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。



メンバー 例	ケアマネジャー、相談支援専門員、日常生活自立支援事業専門員等、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、家族・親族、民生委員、金融機関、市町村、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）
エリア	日常生活圏域など

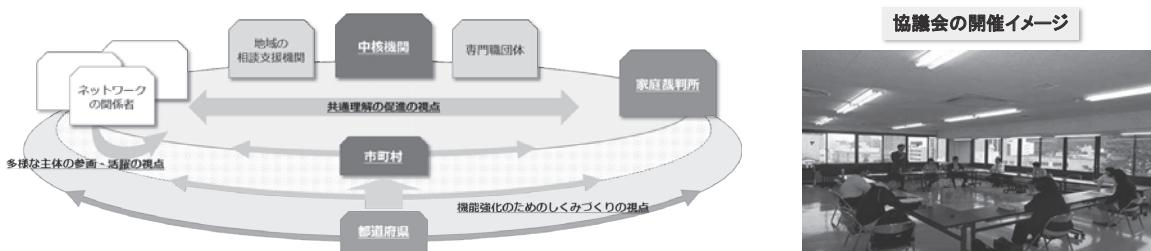
34

権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の構築に向けたポイント

○ 「協議会」とは何か？

協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみである。

各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう協議の場を設ける。なお、協議会は、地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置する。



メンバー例
・上記図は一例であり、地域の事情を踏まえ追加（例：商工会や警察など）も可能。 ・地域ケア会議、自立支援協議会（障害者総合支援法）、虐待防止ネットワーク会議など 地域福祉や地域包括ケア等の既存の会議体を活用することも可能。

エリア
自治体圏域～広域圏域

35

権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の構築に向けたポイント

○ 「中核機関」とは何か？

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割
- ・専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割
(協議会の運営等)

整備・運営主体	<h3>○ 市町村による「直営」 or 「委託」</h3> <p><市町村が整備・運営責任を有する理由></p> <ul style="list-style-type: none">・権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われること・行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性 <p>※ 委託の場合は、業務の中立性・公平性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉法人、NPO法人、公益法人等）を適切に選定する。 →「成年後見支援センター」等の既存の機関・資源の活用 →委託した場合であっても、市町村の地域連携ネットワークづくりに対する積極的な役割は変わらない。また、市町村は権利侵害からの回復支援などに対して、その責務に基づき主体的に取り組む。</p>
---------	---

36

権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の構築に向けたポイント

3 「地域連携ネットワーク」の機能は何か。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	
権利擁護支援を行 う3つの場 面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	①「権利擁護の相談支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
	○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。	①「権利擁護の相談支援」機能	①「制度利用の案内」の機能
	• 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 • 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 • 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ	○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。	• 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するためには必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	②「権利擁護支援チームの形成支援」機能	②「適切な選任形態の判断」の機能
	○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。	• 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 • 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） • 権利擁護支援を行うことでのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）	• 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
成年後見制度の利用開始後にに関する場面（後見人の選任後）	③「権利擁護支援チームの自立支援」機能	③「適切な後見事務の確保」の機能	
	○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行なうことができるよう、必要な支援を行う機能。 ・ チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認）	• チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担） • 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 • チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し）	• 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 • 必要に応じた指導や指示、監督処分 • 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代・類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

37

権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の構築に向けたポイント

4 「地域連携ネットワーク」の機能を強化するための取組＝地域づくりはどういったことか。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行 う3つの場 面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前） 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ②制度利用の案内	• 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） • 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	• 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 • 中核機関と各相談支援機関との連携強化	• 各相談支援機関等の連携のしくみづくり • 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり • 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで） 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ③適切な選任形態の判断	• 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	• 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 • 専門職団体による専門職後見人の育成	• 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり • 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後にに関する場面（後見人の選任後） 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ④適正な後見事務の確保	• 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	• 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 • 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化	• 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 • 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

38

第一期基本計画における4機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）と
第二期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組の関係整理表

		「支援」機能	「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能を強化するための視点・取組		
			ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍 成年後見制度利用促進機能 (担当手の育成・活動の促進)	ウ 機能強化のためのしきみづくり
権利擁護支援を行つ3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能 相談機能 成年後見制度利用促進機能 (関連制度からのスムーズな移行)	a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透(広報を含む) b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透(相談窓口の広報を含む)	a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 b 中核機関と各相談支援機関との連携強化	a 各相談支援機関等の連携のしきみづくり b 成年後見制度の利用の見極めを行うしきみづくり c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面(申立の準備から後見人の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能 成年後見制度利用促進機能 (受任者調整)	a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	a 都道府県と市町村による地域の担当手の育成 b 専門職団体による専門職後見人の育成	a 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしきみづくり b 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後にに関する場面(後見人の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能 後見人支援機能	a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	a 地域の担当手の活躍支援 b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化	a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

39

事例を通じたポイント <「共通理解の促進」の視点による取組（広報機能）>

【場面①】

- 成年後見センター職員Bさん（X市役所から中核機関を受託）は、病院の医療相談員Cさんからこの案件について相談を受けた。
(Cさんは成年後見センターが先月主催した研修を受講しており、その際グループワークが一緒であったBさんに連絡した)
- 姉は甥に任せきり。その甥が、転院時までは何とか支援をしてくれたが、先日の甥とのやり取りでは「A子さんの面倒はこれ以上看られない。もう関わりたくない。」と言われている。

市民向けの講座を開催するだけではなく、関係機関に対する広報・啓発も重要です。

市長申立てや成年後見制度の利用のニーズがないのではなく、実は関係機関が権利擁護支援や成年後見制度の利用に適切につなげるための正しい理解がまだまだ進んでいないという可能性を、ワタシたちも認識しておくとよいかもしれませんね。

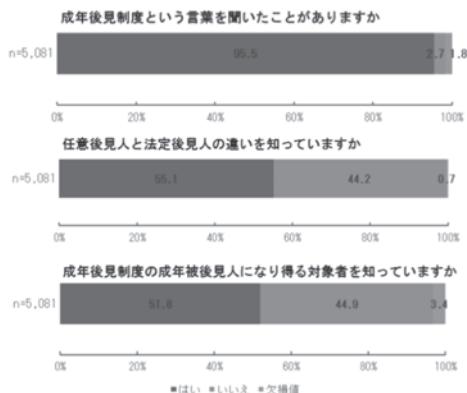


40

事例を通じたポイント <「共通理解の促進」の視点による取組（広報機能）>

II. 調査結果の概要（成年後見人に関する調査）

○ 医療従事者であっても成年後見制度の詳細について理解が不足している可能性



成年後見制度の導入から
10年以上が経過しているため、
言葉は周知されつつある。

一方で、成年後見制度の詳細
については医療従事者であっ
ても、理解していない人が多く
を占める可能性が考えられる。

ポイントとなりそうな
コメントがありますね。



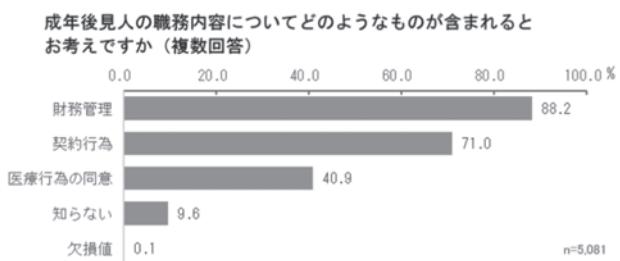
出典：厚生労働省「第Ⅰ回成年後見制度利用促進専門家会議」資料II-医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究報告

41

事例を通じたポイント <「共通理解の促進」の視点による取組（広報機能）>

II. 調査結果の概要（成年後見人に関する調査）

○ 医療従事者であっても成年後見制度の詳細について理解が不足している可能性



やはり、専門家会議でも
示されているんですね。

今後、医療従事者が成年後見制度を利用している患者を担当する機会が増すことが予測されるため、
医療従事者を対象に制度の知識についての普及・啓発が必要であると考えられる。



出典：厚生労働省「第Ⅰ回成年後見制度利用促進専門家会議」資料II-医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究報告

42

事例を通じたポイント <「共通理解の促進」の視点による取組（広報機能）>

- 「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（2019）」P.57には、広報機能の評価項目が掲載されているので、参考にすることができる。

大項目	小項目	実施状況
制度についての個別説明	メリット、留意点を含めた説明 成年後見制度だけでなく 様々な権利擁護の仕組みについての説明	
パンフレット	配布した枚数、冊数 配布箇所 相談するきっかけになっているか 研修・相談対応で使用できるものになっているか	評価、評価とよく言われますが、こうした項目が既にあるのなら、現状分析する際に取り組みやすいですね。 また、関係者で情報を集め合うことから始めてみるのも良さそうです。
研修会やセミナー	回数 受講者数 アンケートの結果 相談するきっかけになっているか	
		：



43

専門職の視点から <「共通理解の促進」の視点による取組（広報機能）>

- 成年後見制度利用の意義を適切に伝えること
→後見人は、財産管理だけではなく、本人の意思決定支援や身上保護の側面も重視して事務を行うことが求められていることを広報すべき
- 広報活動の具体例として、民生委員の集まりなど小さな集まりでの説明会や、地域の医療福祉関係者や法律職を集めて事例検討会などを行う
→医療・福祉関係者でも制度に対する知識が不十分な場合あり
- たとえば、
住民票がある場所と病院や施設など現在の居所が異なる場合、どちらに相談したらよいのか?
→入院や入所が一時的であれば従来の生活場所である住民票所在地の相談窓口になる
入院や入所が今後も継続する場合、病院や施設がある地域の相談窓口に行う

44

事例を通じたポイント<権利擁護の相談支援機能>

【場面①】

- ・成年後見センター職員Bさん（X市役所から中核機関を受託）は、病院の医療相談員Cさんからこの案件について相談を受けた。
(Cさんは成年後見センターが先月主催した研修を受講しており、その際グループワークが一緒であったBさんに連絡した)
- ・姉は甥に任せきり。その甥が、転院時までは何とか支援をしてくれたが、先日の甥とのやり取りでは「A子さんの面倒はこれ以上看られない。もう関わりたくない。」と言われている。本人の治療は終了しており、在宅独居は難しく、認知症の程度からも医療契約や金銭管理が出来る状態ではない。今後、施設等を利用することや金銭管理を他者に任せることを、本人は希望している。
- ・退院の調整とそれに伴う介護保険サービスの契約や金銭管理、医療費の滞納などの理由から、成年後見制度の利用は必要と判断。
- ・上記について、センター職員Bさんは、X市役所長寿介護課G主査に対して、市長申立ての相談をした。

45

事例を通じたポイント<権利擁護の相談支援機能>

【場面①に行き着くまでに・・・】

- ・成年後見センター職員Bさんは、成年後見制度の必要性の判断のために、医療相談員Cさんと在宅時に支援していたT地域包括支援センターDさんとのケース会議を開催することにした。
- ・この際、医療費の滞納整理に加え、在宅時に消費者被害の可能性があつたことから、昨年度に実施した勉強会の講師であった県庁所在地に事務所を構える弁護士に相談したところ、来てもらえることに。
- ・A子さんの状況を確認・共有した結果の概要は以下のとおり。
 - 「家に帰りたい」といった意思表示はなく、「ゆっくりしたい」との一言
 - 病院では穏やかに入院生活を送っているが、治療は目途が立っており、退院が可能
 - 本人の状態から、本人への支援による入所契約・サービス契約は厳しい状況
 - 親族のことについても、甥のことは認識しておらず、甥の話になると不安な表情に
 - 姉のこともあまり覚えておらず、口を閉じたまま

(姉と甥の存在がわかったが、支援の状況から支援放棄の可能性を確認)

46

事例を通じたポイント<権利擁護の相談支援機能>

【場面①に行き着くまでに・・・】

- これらの状況を踏まえ、センター職員Bさんは、X市役所長寿介護課G主査に対して、市長申立ての相談をすることにした。

中核機関は、成年後見制度の利用の判断を行う“場を設定・調整＝コーディネート”することが重要です。

この際、弁護士や司法書士といった法律の専門職や社会福祉士などの福祉の専門職を呼ぶことができると、難しい課題にも対応しやすくなり、安心ですね。



47

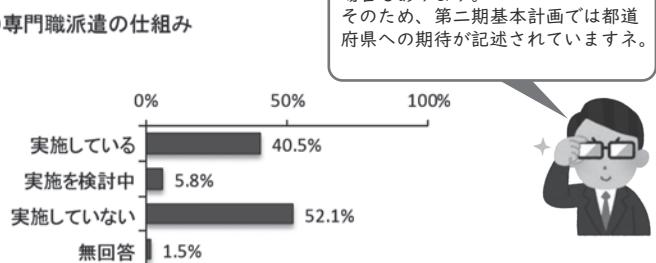
事例を通じたポイント<権利擁護の相談支援機能>

ウ) 検討会議への専門職派遣の仕組み

検討のための会議への専門職（法律・福祉・医療など）の派遣の仕組みの実施については、「実施していない」が52.1%、「実施している」が40.5%となっている。

図表 2-3-29 検討会議への専門職派遣の仕組み

	件数	%
実施している	105	40.5%
実施を検討中	15	5.8%
実施していない	135	52.1%
無回答	4	1.5%
全体	259	100.0%

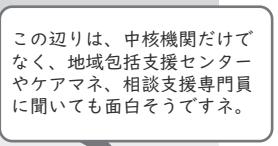


出典：日本社会福祉士会「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業報告書」2019年,p.50

48

事例を通じたポイント<権利擁護の相談支援機能>

- 「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（2019）」P.58には、相談機能の評価項目が掲載されているので、参考にすることができる。

大項目	小項目	実施状況
多様な相談者	早期の相談（後見類型以外の保佐・補助の相談が入っているか） 早期の相談（市長申立て以外の本人や家族等、任意後見の相談が入っているか） 相談者の属性（どの所属からの相談か） 相談者の所属地域（相談が入ってこない地域があるか） 親族からの相談が入っているか	 この辺りは、中核機関だけでなく、地域包括支援センター やケアマネ、相談支援専門員に聞いても面白そうですね。
情報の集約	相談者からの情報以外にも、内容に応じて本人や関係機関から情報収集できているか 必要に応じてケース会議への出席、ケース会議の招集等によって、情報を集約できているか	
	:	49

専門職の視点から<権利擁護の相談支援機能>

■ 相談対応について

- ①法的問題や福祉的問題に適切に対応するためには専門職の同席も有効
→質の高い相談対応が行えると共に職員の負担やリスクを回避することができる
- ②専門職による定期相談会に加え、臨時での相談対応もできると理想的
→人材バンクを設置して事前に登録してもらい、そこから依頼する方法もある
- ③専門職各会へ派遣依頼を行えば各会より派遣してもらえる
→合同の研修会など顔の見える関係を構築しておく

■ 法テラスの利用について

- 相談者が申立人となり後見制度の利用が想定される場合
- ・生活保護受給中など資産的に十分ではない
→法テラスを利用して法律職に申立を代理してもらう
 - 相談対応をした法律職が法テラスに申し込むことも可能
 - ・生活保護受給中の場合は申立費用の償還も免除される

事例を通じたポイント <権利擁護支援チームの形成支援機能>

【場面③】

- ・姉の動きが依然みられないことから、市長申立てとして実施することに。
- ・本人情報シートについては、成年後見センターを通じて、在宅時に支援していたT地域包括支援センターからの情報ももらいつつ、医療相談員Cさんが作成。
- ・診断書は同じく医療相談員Cさんを通じて医師へ依頼。
- ・ケース会議で得られた情報、本人情報シートの内容等から、G主査は申立書を作成することになった。

“本人情報シート”には本人の家庭や社会的状況等の情報が記載されていることから、どのように地域で浸透させていくかが重要な視点になりますね。

また、本人情報シートに記載された詳細な情報があると、申立書類も随分書きやすくなる印象があるので、市町村長申立ての実務的にも価値があると思います。



51

事例を通じたポイント <権利擁護支援チームの形成支援機能>

【場面③】

- ・A子さんの場合、医療費の滞納整理、在宅時に消費者被害の可能性、親族間紛争の可能性といった課題から、弁護士を候補者として申立てを行うことにした。
- ・また、G主査は、成年後見センター職員Bさんから、事前に関係者との調整により、成年後見人が選任されるまでの期間は、特に早急に支払わなくてはいけないものや財産の処分等を行う必要はないといっていたので、審判前の保全処分（家事事件手続法第126条第1項、第134条第1項、第143条第1項）と事務管理（民法第697条）の必要が今回はないとも上司に報告した。

自治体によっては、どういった課題の場合にどのような専門職に関わってもらうと良いかのガイドラインや、事務管理を行う要綱を定めているところもあると伺っています。



52

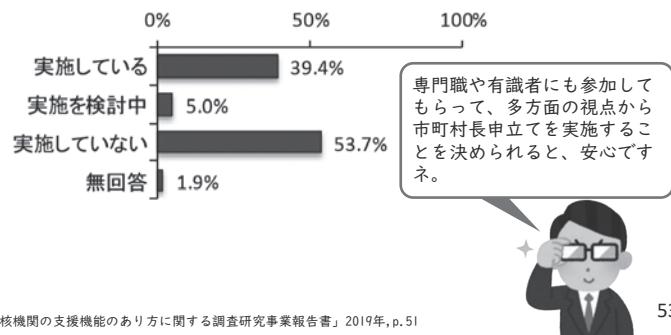
事例を通じたポイント <権利擁護支援チームの形成支援機能>

エ) 市区町村長申立ての判断のための検討会議

市区町村長申立ての判断のための検討会議の実施については、「実施していない」が53.7%、「実施している」が39.4%となっている。

図表 2-3-30 市区町村長申立ての判断のための検討会議

	件数	%
実施している	102	39.4%
実施を検討中	13	5.0%
実施していない	139	53.7%
無回答	5	1.9%
全体	259	100.0%



出典：日本社会福祉士会「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業報告書」2019年, p.51

53

事例を通じたポイント <権利擁護支援チームの形成支援機能>

【受任調整会議の実施状況】

- | | |
|------------------------|-------|
| ① 中核機関整備済 552 市町村 | 61.4% |
| ② 権利擁護センター等のある 284 市町村 | 41.2% |

最終的には、権利擁護支援チームの形成支援機能として、市町村長申立て以外の場合の受任調整まで、たどり着くのがよいかもしれません。まずは法律に根拠のある市町村長申立て案件について受任調整の仕組を整えることから始めてみるのがよいかもしれませんね。



出典：厚生労働省「令和3年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（詳細版）」

54

事例を通じたポイント <権利擁護支援チームの形成支援機能>

- 「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（2019）」P.60には、利用促進機能の評価項目が掲載されているので、参考にすることができる。

大項目	小項目	実施状況
専門職後見人候補者の推薦	専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）に対しての後見人候補者名簿の整備を依頼	
市民後見人の受任調整	市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理	
	市民後見人候補者へのアドバイス	
	市民後見人候補者名簿の作成	
親族後見人が受任できるための支援	後見人になるにふさわしい親族後見人候補者への助言、専門職へのつなぎ	
	親族後見人選任後の継続的支援体制	
	親族後見人への継続的支援体制についての家庭裁判所への説明	
⋮		

55

専門職の視点から <権利擁護支援チームの形成支援機能>

■ 市町村長申立てについて

- ①親族への同意調査について、虐待事案などでは不要となる場合がある
→実施要綱やマニュアルで規定している自治体もある
c f : 添付資料としての財産に関する資料
- ②専門職などへ市町村長申立ての要否検討を依頼することについて
→上記の判断など専門的知識から行うことができ、行政としてのリスク回避にもなる
c f : 施設利用料を滞納している事案と市町村長申立
- ③申立てにあたっては、可能な限り本人の残存能力を活かせるように配慮することが、本人の権利擁護支援につながる（本人情報シートの作成においての配慮）
- ④適切な後見活動を実施できるよう、支援ニーズや状態像に応じた候補者を選定することが重要
→入所施設などの法人が後見人等となると利益相反が生じる
- ⑤申立書作成のポイント
成年後見制度利用の必要性を記載する
→本人情報シートや診断書をもとに本人の現在の状況を示し、具体的に後見人等に求める支援を記載する
- ⑥審判を受けるまでに支援が必要なケースへの対応
→審判前の保全処分を申し立てるか事務管理として対応

56

専門職の視点から <権利擁護支援チームの形成支援機能>

- ⑦後見開始等の審判が下りても確定まで2週間を要する
→本人の権利制限を伴うものであり、即時抗告が可能とされており、即時抗告を行うことができる期間がこの2週間
- ⑧成年後見制度利用支援事業の運用が近隣自治体と異なる場合
→転入先の自治体の運用に従うことになるのが一般的
転出後も適用を認めるなどの柔軟な運用をしている自治体もあり

■ 中核機関が行う申立書作成の支援について →「非弁行為」「非司行為」について

- 親族や本人がする「一回限り」の申立て行為を、事実行為について、中核機関や包括などが「支援」、つまり「手伝う」ことは（しかも無償）、全く弁護士法にも司法書士法にも反しない。
- 司法書士による申立書類の作成、弁護士による申立代理に委ねるのは、そうしないと申立てができないような課題がある場合と考えられる。
- 協議会でしっかりと中核機関の役割について、認識を共有していくことがポイントとなる。

57

事例を通じたポイント <権利擁護支援チームの自立支援機能>

【場面④】

- ・成年後見センター職員Bさんは、後見人のF弁護士と、A子さんを支える関係者との顔合わせをしたいと思っていた。
- ・そんな中、医療相談員Cさんから、退院に向けたカンファレンスを開催したいとの連絡が入ったため、これを活用することにして、T地域包括支援センター職員Dさん、民生委員Eさん、長寿介護課G主査を集め、退院調整と後見人との顔合わせを実施することにした。
- ・退院カンファレンスでは、入院中の支援と退院に向けた役割が確認された。その際、医療相談員Cさんと後見人のF弁護士とで行われたやり取りが成年後見センター職員Bさんは気になった。

こうして既存のチームに後見人が加わり、新たなチームが作られていくのですね。
この際、既存のケース会議やカンファレンスを活用して、実施するのは負担なく進める上のポイントになりそうですね。



58

事例を通じたポイント <権利擁護支援チームの自立支援機能>

【場面④】

- 「（医療相談員Cさん）あと、転院時に準備されていた物品だけでは足りなくなってきたました。F弁護士さん、お家から追加で持ってきてもらったり、買ってきていただけますか。」
「（F弁護士）うーん。病院では対応していないのでしょうか。」「（医療相談員Cさん）家で使っているものがなければ、費用は掛かりますが病院のセットでも準備できますよ。」
- 「（F弁護士）確認になります。A子さんが退院までに急変することはなさそうとのことです、緊急的に手術が必要になっても、成年後見人は医療同意はできません。」「（医療相談員Cさん）えっ、そうなんですね。では、もしそのような状態になったら、姉か甥にお願いする必要がありますね。」「（長寿介護課G主査）私が市長申立てでやり取りをしている際には、容態が急変した時には何とかご協力を願いたいと伝えてありますので。」

59

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援 に関するガイドラインについて<概要>

ガイドラインの読み方	医療に係る意思決定が困難な場合に求められること
医療機関で勤務する職員の方々	(1) 医療・ケアチームや倫理委員会の活用 意思決定が求められる時点での本人の意思が確認できない場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月改訂厚生効率会）の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要。また、医療機関においては、身寄りがない人のマニュアル作成、倫理委員会の設置などの体制整備を行うことも有効。なお、直ちに救命措置を必要とするような緊急の場合には柔軟な対応をする必要。
ガイドラインの支援の対象者 身寄りがない人：身寄りがない人に加えて、例えば次のような人を想定	① 家族や親類へ連絡がつかない状況にある人 ② 家族の支援が得られない人
医療機関が「身元保証・身元引受等」に求めている機能・役割	(2) 成年後見人等に期待される具体的な役割 本人の意思決定が困難な場合において、成年後見人等が以下の役割を果たすことで、円滑に必要な医療を受けられるようしていくことが重要。医療機関はこのような開わりが可能か成年後見人等に相談。 ① 契約の締結等 ➢ 必要な受診機会の確保・医療費の支払い ② 身上保護（適切な医療サービスの確保） ➢ 本人の医療情報の整理 ③ 本人意思の尊重 ➢ 本人が意思決定しやすい場の設定 ➢ 本人意思を推定するための情報提供等 ➢ 退院後、利用可能なサービスについての情報提供 ④ その他 ➢ 親族への連絡・調整（親族の間との引き出し） ➢ 緊急連絡先、入院中の必要な物品等の手配、遺体・遺品の引き取り
身寄りがない人への対応	詳しい解説は、 利用促進ニュースレター 第16号参照

出典：厚生労働省「成年後見制度利用促進専門家会議 第3回中間検証WG(1.11.20)」参考資料7（抜粋）

60

事例を通じたポイント <権利擁護支援チームの自立支援機能>

【後見人支援の実施状況】

(左) 中核機関整備済 552市町村

後見人支援機能			
後見人等からの各種相談に対応	457 (82.8%)	本人の状態やチームによる支援状況等についての見守り	243 (44.0%)
後見人の定期報告の手続支援を実施	218 (39.5%)	本人の状況変化等に応じた家庭裁判所との連絡調整	199 (36.1%)
専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施	89 (16.1%)	その他	25 (4.5%)
後見人の連絡会を開催	103 (18.7%)		

(右) 権利擁護センター等のある 284 市町村

後見人支援機能			
後見人等からの各種相談に対応	181 (63.7%)	本人の状態やチームによる支援状況等についての見守り	68 (23.9%)
後見人の定期報告の手続支援を実施	90 (31.7%)	本人の状況変化等に応じた家庭裁判所との連絡調整	68 (23.9%)
専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施	38 (13.4%)	その他	17 (6.0%)
後見人の連絡会を開催	53 (18.7%)		

出典：厚生労働省「令和3年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（詳細版）」

61

事例を通じたポイント <権利擁護支援チームの自立支援機能>

【後見人等への支援段階(モニタリング・バックアップ)】

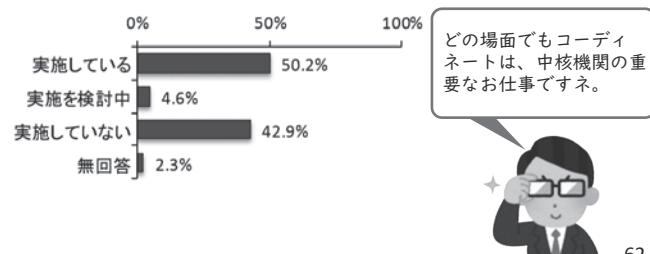
①後見開始後の継続的な支援のための仕組み

ア) 後見人等と支援関係者の調整やコーディネート

支援会議や顔合わせ等、支援関係者の調整やコーディネートの実施については、「実施している」が 50.2%、「実施していない」が 42.9% となっている。

図表 2-3-40 後見人等と支援関係者の調整やコーディネート

	件数	%
実施している	130	50.2%
実施を検討中	12	4.6%
実施していない	111	42.9%
無回答	6	2.3%
全体	259	100.0%



出典：日本社会福祉士会「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業報告書」2019年, p.56

62

事例を通じたポイント <権利擁護支援チームの自立支援機能>

- 「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（2019）」P.61には、後見人支援機能の評価項目が掲載されているので、参考にすることができる。

大項目	小項目	実施状況
日常的な相談	市民後見人からの日常的な相談に応じる体制整備	
	親族後見人等からの日常的な相談に応じる体制整備 → 不正防止効果にもつながる	
意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援	法的な権限をもつ後見人と、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制の整備	
	後見人支援のために専門的知見が必要であると判断された場合に、法律・福祉の専門職がケース会議開催等によって本人を支援することができるよう、専門職団体の協力が得られるための体制整備	
	財産保全を最優先とした硬直的な運用ではなく、本人の生活状況等に応じた財産の積極的活用等の適切・柔軟な運用を保障するための体制整備	

:

小さく産んで大きく育てるの考え方方が重要ですし、1歩1歩の積み重ねが大切ですかね。



63

専門職の視点から <権利擁護支援チームの自立支援機能>

■ 後見人支援の必要性

- ①成年後見制度は万能ではなく、後見人が選任されただけでは解決しない問題も多数存在すること
- ②後見人が現実の介護行為を行う立場ではないので、選任後も以前と同様のチームによる支援が必要であること
- ③不祥事防止の視点からも後見人以外の支援者が関わることが必要であること

後見人とともに本人を見守るチームによる支援が行われるよう、必要に応じて、中核機関が後見人等とチームの顔合わせをバックアップし、支援が上手くいっているかモニタリングしていくことになる。

64

事例を通じたポイント<協議会>

【場面⑤】

- ・成年後見センター職員Bさんは、A子さんの事例を振り返ってみて、今回は相談時に弁護士に来てもらえたが今後はどうするのか、また、退院カンファレンスの際にあった身寄りのない方への支援に関する発言について考えたいと思った。
- ・そこで、G主査と相談して、次回の協議会において、専門職派遣の必要性と身寄りのない方への支援について、A子さんの事例も提示しながら、検討することにした。
- ・そして、2か月後に協議会が開催された。

その自治体で実際あった事例から課題提起できると、関係者の意識も格段に違つてきますね。

そして、住民や地域の課題をしきみや制度によって解決していくことで、そもそも行政の役割や存在意義の再認識にもつながりますね。



65

事例を通じたポイント<協議会>

【場面⑤】

- ・X市は小規模で専門職も少ないことから、単独で検討するのではなく、協議会に委員派遣で出席している専門職団体が一度持ち帰り、広域での仕組みの案を検討をしてもらえることに。
- ・また、医療機関や施設向けの研修の必要性、成年後見人等が医療同意を求められた際の対応方法の確認、医療機関側での貸出サービスの周知などの意見が挙がり、身寄りのない方への支援の理解を進めていく必要があるとの合意形成が図られた。
- ・そして、まずは身寄りのない人の入院…ガイドライン*の内容を協議会のメンバーで読み込むことから開始することになった。

ただ会議を設置して、意味なく開催しても負担になってしまいます。協議会によって行政や中核機関が実際の活動で助けてもらうことのできるよう、組織的な動きにつなげていくことがポイントですね。



66

*身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（厚生労働省社会・援護局地域福祉課長など通知
社援地発0603第1号・社援保発0603第2号・障障発0603第1号・老振発0603第1号／令和元年6月3日）

事例を通じたポイント<協議会>

○ 協議会等の設置状況

設置済み	451	(25.9%)
令和3年度 設置予定	129	(7.4%)
令和4年度 設置予定	236	(13.6%)
令和4年度以降 設置予定	61	(3.5%)
未定(行政内部で検討中)(*)	231	(13.3%)
未定 地域の関係団体等が参加する合議体において検討中(*)	52	(3.0%)
未定	581	(33.4%)
合計	1,741	(100.0%)

※「*」をつけた項目は、令和2年度の調査結果から詳細分析を行ったもの。

○ 協議会等の設置圏域

市町村圏域	309	(68.5%)
広域連合・一部事務組合の広域圏域(介護保険や後期高齢者医療など)	46	(10.2%)
定住自立圏構想の広域圏域	34	(7.5%)
連携中和都市の広域圏域	8	(1.8%)
老人福祉圏域・障害保健福祉圏域・医療圏域 (各法に基づき、都道府県が定める広域圏域)	17	(3.8%)
家庭裁判所の支部・出張所単位	11	(2.4%)
その他	26	(5.8%)
合計	451	(100.0%)

○ 協議会等における検討事項(複数回答) ※()内は協議会等設置済み451市区町村に対する割合

市町村計画の策定や選挙状況の評価・見直し等に関すること	210	(46.6%)
中核機能の整備・運営、機能強化等に関すること	356	(78.9%)
地域連携ネットワークの関係者の理解促進や協力体制に関するこ	371	(82.3%)
窓口の設定や相談窓口など相談体制に関するこ	209	(46.3%)
市町村長申立てや利用支援事業の運用、見直し等に関するこ	155	(34.4%)
受任者調整に関するこ	175	(38.8%)
相い手の育成に関するこ	199	(44.1%)
日常生活自立支援事業等監査制度との連携に関するこ	141	(31.3%)
意見決定支援の浸透に関するこ	105	(23.3%)
後見人単独では解決できない共通課題への対応策に関するこ	160	(35.5%)
個別事業に関するこ	101	(22.4%)
その他	41	(9.1%)

出典：厚生労働省「令和3年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（詳細版）」

協議会で何を検討してよいかわからないといった地域では、この項目をもとに、自分の地域ではどうかということを関係者と共有し、今後について話し合うのが良いかもしれませんね。



事例を通じたポイント<協議会>

○ 協議会等における構成員・構成団体(複数回答) ※()内は協議会等設置済み451市区町村に対する割合

都道府県	117	(25.9%)
市区町村	397	(88.0%)
学識経験者	166	(36.8%)
弁護士(会)	392	(86.9%)
司法書士(会)、リーガルサポート	377	(83.6%)
社会福祉士(会)	381	(84.5%)
精神保健福祉士(会)	111	(24.6%)
税理士(会)	65	(14.4%)
行政書士(会)	129	(28.6%)
医師(会)	220	(48.8%)
当事者・家族会	66	(14.6%)
地域包括支援センター	320	(71.0%)
障害者相談支援事業所	253	(56.1%)
介護・福祉サービス事業者	205	(45.5%)
医療機関	131	(29.0%)
民生委員	207	(45.9%)
自治会	37	(8.2%)
社会福祉協議会	384	(85.1%)
金融機関	95	(21.1%)
法テラス	41	(9.1%)
消費生活センター等	42	(9.3%)
家庭裁判所	263	(58.3%)
公証役場	15	(3.3%)
人権擁護委員	24	(5.3%)
その他	116	(25.7%)

誰を呼んだらよいか正解はなさうなので、コアになるメンバーと、課題によって招集するメンバーを考えてみる、部会を設置して具体的な議論ができるようにするなど、様々な工夫の余地がありますね。



出典：厚生労働省「令和3年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（詳細版）」

事例を通じたポイント<協議会>

市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとすることも考えられる）

地域共生社会全体を考える地域福祉計画策定のガイドラインにもこのような記載があります。

ふむふむ、身寄りのない方への支援に関しては今後のホットな話題になりそうだトワタシのセンサーが反応していますね。



69

出典：平成29年12月12日付 厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」

専門職の視点から<協議会>

■ 専門職が参画する必要性

専門職団体は、後見人の受任等で成年後見制度に関与しており、家庭裁判所との連携を含め、制度に関する知見を有している
→中核機関が適切かつ実効的に機能し、職員の負担が過重にならないような体制を構築するためには、しくみづくりの段階から専門職に参画してもらうことが重要

■ 当事者・当事者団体が参画する必要性

第二期基本計画では、尊厳のある本人らしい生活の継続の支援という観点を強めるため、成年後見制度を利用する当事者や当事者団体の協議会への参画についての重要性が記載されている

70

障障発 0330 第 11 号
障精発 0330 第 21 号
老計発 0330 第 13 号
平成 12 年 3 月 30 日
(一部改正) 障障発第 0729001 号
障精発第 0729001 号
老計発第 0729001 号
平成 17 年 7 月 29 日
(最終改正) 障障発 1126 第 1 号
障精発 1126 第 1 号
老認発 1126 第 2 号
令和 3 年 11 月 26 日

各 都道府県
市 町 村 民生主管部(局)長宛

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の
基本的考え方及び手続の例示について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 2 及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に関しては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成 12 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 11 号、障精発 0330 第 21 号、老計発 0330 第 13 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知）及び「「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」（平成 17 年 7 月 29 日付け障障発第 0729001 号、障精発第 0729001 号、老計発第 0729001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の手続を示

してきたところである。

しかし、対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど複数の市町村が関わる場合にいざれの市町村が成年後見審判の請求を行うかの申立基準が示されていないことや、虐待事案等迅速な対応が必要な場合の親族調査のあり方などについて課題が指摘されていることから、令和2年度に「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催の上、検討を行い、令和3年3月31日付けて「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議の取りまとめ」（以下「取りまとめ」という。）を公表したところである。

今般、取りまとめを踏まえ、上記通知を全部改正することとし、市町村長申立て基準及び虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示すとともに、市町村長申立ての手続の例示を別添1及び2のとおり見直したので、御了知の上、関係機関等に周知を図られたい。

なお、本通知は法務省民事局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1 市町村における成年後見開始の申立事務について

成年後見制度は、私法上の法律関係を規律するものであり、本人、配偶者、四親等内の親族等の当事者による申立てに基づく利用に委ねることが基本となるが、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立てが期待できない状況にあるものについて、当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判の請求権を付与することとしたものである。

また、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立てが期待できない状況にあるものについての権利擁護のための支援策としては、市町村長申立てに基づく成年後見制度の活用のほか、日常生活自立支援事業の活用も考えられること、さらに、身寄りのない認知症高齢者等は、老人福祉法第10条の4又は第11条に基づく市町村の措置等の対象になりうることを申し添える。(任意後見契約が登記されている場合には、原則として当該契約が優先することになる。(任意後見契約に関する法律第10条))

なお、成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係については、「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う地域福祉権利擁護事業の実施上の留意点について」(平成12年3月30日社援地第14号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知)を参考にされたい。

2 市町村長の審判の請求における留意事項等について

(1) 申立書について

申立書について、家庭裁判所で用いられる書式例(別添3)を参考までに添付する。なお、実際の申立てに当たっては、その提出先が後見・保佐・補助の開始の審判を受ける者の住所地を管轄する家庭裁判所であることから、記載方法等については、管轄の家庭裁判所に確認されたい。

(2) 審判の請求に要する費用について

審判の請求にあたっては、印紙代(後見又は保佐開始の審判の申立ては800円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与又は同意権付与の審判の申立てもするときは1,600円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与及び同意権付与の審判の申立てもするときは2,400円)、登記手数料(後見・保佐・補助の開始の審判の申立てについては2,600円)、送達・送付費用(納めるべき郵便切手の額については、管轄の家庭裁判所に確認されたい)、鑑定費用等の費用負担が必要となる。また、後見等の開始後には、後見等の事務を行うために必要な経費や成年後見人等の報酬等の費用負担が必要となるが、これらについては、本人が負担することになること。

(3) 成年後見人等の候補者について

申立てに当たっては、適当な成年後見人等の候補者がある場合には、これを申立書に記載することが望ましいが、家庭裁判所は、成年後見人等の選任に当たって、

- ・成年被後見人等の心身の状態並びに生活及び財産の状況
- ・成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人等との利害関係の有無

- ・成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人等との利害関係の有無
- ・成年被後見人等の意見
- ・その他一切の事情

を考慮しなければならないこととされている。(改正後の民法第843条第4項、第876条の2第2項及び第876条の7第2項)

市町村長の審判の請求の際に成年後見人等の候補者を申立書に記載する場合は、例えば、認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、社会福祉施設に入所しているものについては、当該施設の施設長や当該施設を経営する法人を成年後見人等とすることは本人にとって利益相反に当たる可能性があることに留意すること。

(4) 医師の診断書について

補助開始の審判の際に必要となる医師の診断書についても、最高裁判所事務総局家庭局作成の書式例(別添4)を参考までに添付する。

(5) 成年後見制度利用支援事業の積極的な活用について

成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものについて、知的障害者及び精神障害者については、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、高齢者については、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)において、それぞれ成年後見制度利用支援事業(以下「利用支援事業」という。)として成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬について補助の対象としているところである。

各自治体においては、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者に対する権利擁護の観点から、事業の積極的な活用を図られたい。

3 市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則

(1) 申立てを行う市町村について

市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。これらの観点を総合的に踏まえ、住所(住民登録のある場所をいう。以下同じ。)と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては原則として、

- ・生活保護の実施機関(都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。)
- ・入所措置の措置権者
- ・介護保険の保険者
- ・自立支援給付の支給決定市町村

等となる市町村が行うこと。

ただし、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。

また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。

なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るために、庁内における連携体制を構築すること。

(2) 利用支援事業における市町村間の取扱いの差異について

全国どこに住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用することができるよう、利用支援事業について市町村間の取扱いの差異（格差）を解消することが重要である。利用支援事業が未実施であることや対象者の範囲が異なることを理由として申立てを行わないなど、利用支援事業の実施の有無等が市町村長申立ての実施に影響することがないよう、利用支援事業の未実施市町村等におかれては、国の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査の結果も踏まえつつ、積極的な取組をお願いしたい。

4 市町村長申立てにおける親族調査の基本的な考え方について

市町村長申立てにおける親族の有無等についての調査（以下「親族調査」という。）は、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の規定に基づき、親族等の法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」かどうかを確認するために行うものであり、次の3つに分けられる。

ア 戸籍調査

親族の有無を確認する目的で行う調査

イ 意向調査

親族が申立てを行う意向があるかを確認する目的で行う調査

ウ 利用意見調査

成年後見制度を利用開始すること等への意見を確認する目的で行う調査

(1) 戸籍調査の基本的な考え方について

市町村長申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。その結果、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長申立ては行わないことが適当である。

(2) 意向調査の基本的な考え方について

意向調査については、親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

また、虐待以外であっても、親族の重病、長期不在や居住不明により親族からの申立てが期待できない場合は、省略することができる。

(3) 利用意見調査の基本的な考え方について

利用意見調査については、制度利用に対する親族の同意は必要とされておらず、利用意見調査表の提出は義務ではない。これを踏まえて、親族の同意が得られないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

(4) 虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方について

虐待等の緊急事案における親族調査については、個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立てが求められるところであり、次のとおり取り扱うこと。

- ・ 戸籍調査については、本人に対する権利擁護支援において中核を担うキーパーソンの把握という観点から、虐待事案等においても原則として実施すること。

ただし、事案の緊急性が高い場合で、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること。

- ・ 意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができること。

一方で、戸籍調査を行う過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、成年後見の申立後の支援等を考慮するに当たって調査を実施した方が良いと判断した場合等においては、各市町村の判断により意向調査を実施することができる。

ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意すること。

- ・ 利用意見調査については、キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行う場合、意向調査と同様、親族へ調査することで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することも想定されることから、慎重に実施すること。

事務連絡
令和3年11月26日

各 都道府県 民生主管部(局)長宛
市町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に
係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」のQ&Aに
について

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福
祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者
福祉法（昭和35年法律第37号）第28条に基づく市町村長による後見等の開
始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に関しては、「市町村長によ
る成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方
及び手続の例示について」（令和3年11月26日付け障障発1126第1号、障精
発1126第1号、老認発1126第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障
害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局認知症施
策・地域介護推進課長連名通知）において、市町村長申立て基準及び虐待事案等
における親族調査の基本的な考え方を示すとともに、市町村長申立ての手續の例
示を見直したところですが、今般、個別事案等の考え方について、別紙の通り
Q&Aを作成したので、ご参考までに送付いたします。

Q 1 本人が複数のサービスを利用し、保険者市町村と支給決定市町村が異なる場合や、長期入院患者の場合等における市町村長申立てについて
は、いずれの市町村が市町村長申立てを行うべきか？

それぞれ下表右欄の市町村が原則として市町村長申立てを行うこととする。

ア	生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合（※1）	生活保護の実施機関 (都道府県が実施機関である場合を除く。)
イ	措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関 (措置から契約に切り替わった場合を除く。)
ウ	住所地特例（居住地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持にとってより中心的であるサービスを所管する市町村（保険者又は支給決定市町村）
エ	生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居住地のある市町村（※2） ただし、長期入院患者の場合は、本人が退院後入院前の居住地に居住することが予定されているときは、入院前の居住地の市町村が申し立てを行うこと。

（※1） 例示として以下のような場合が考えられる。

- ・ 住民基本台帳上、住所は存在するが既に家財等を処分し居所ではなくなっている場合や、現在地（医療機関）には住所を変更できない場合。
- ・ 入院中のため介護保険サービス等は不要である場合。

（※2） 住民票を移さずに別の市町村に居住実態があることも想定されるため、形式的に住所地で判断はしない。

ただし、都道府県がすでに所管域内の調整を円滑にする独自のルールを定めている場合や、自治体間で合意がある場合はこの限りではない。また、都道府県と政令市の協議により、都道府県の判断機能を政令市に依頼することも差し支えない。

Q 2 Q 1 の原則に依りがたい特別な事情がある場合においては、いずれの市町村が市町村長申立てを行うべきか？

以下の考慮事項を総合的に勘案して、原則として関係市町村が協議の上で決定すること。

(考慮事項)

- ア 本人の状態像や生活実態を把握していることも重要であること。
- イ 本人への関わりは成年後見の申立てで終了ではなく、本人の権利擁護支援に取り組むチームに後見人等が参加し、どのような支援を行っていくかを継続して検討していく必要があること。（市町村としては受任調整や成年後見制度利用支援事業による関わりがあること。）
- ウ 審判の請求は本人住所地を管轄する裁判所にて行う必要があること。

なお、1ヶ月間を目処として市町村間での協議が整わない場合は、本人の権利擁護に支障を来すことがないように、市町村から都道府県に協議を行い、都道府県において判断すること。

都道府県をまたぐ場合においては、本人の権利擁護支援が可能な限り迅速に行われるよう、都道府県間で協議の上、判断すること。

Q 3 都道府県間の協議が難航した場合はどのように取り扱うべきか。

都道府県間で協議が難航した場合は、それぞれの同意の下、具体的な論点を明らかにして、下記の照会先までメールにて送信すること。

(知的障害者に関する相談の場合)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室

E-mail:soudan-shien@mhlw.go.jp

(精神障害者に関する相談の場合)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

E-mail:seishin-hourei@mhlw.go.jp

(高齢者に関する相談の場合)

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

E-mail:ninchisyo@mhlw.go.jp

参考資料：市町村長申立てと地域連携ネットワーク 事例の全体像＜表面＞

田中A子さん（87歳・女性） 中部地方のX市に一人暮らし
 ・診断：アルツハイマー型認知症（後見相当）
 ・親族：都内に、姉とその子（甥）

<表の見方>

機能等・・・・・・機能や市町村長申立て、協議会の流れを示しています。
 事例・場面・・・・・・本科目で扱う事例を記載しています。
 関係性・・・・・・事例の各場面間の関係性を示しています。
 中核機関の動き・・・事例の各場面での中核機関の動きを示しています。

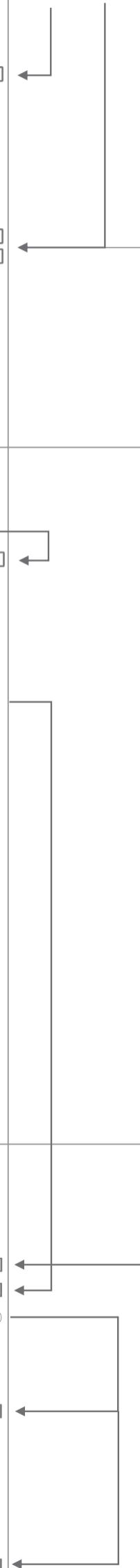
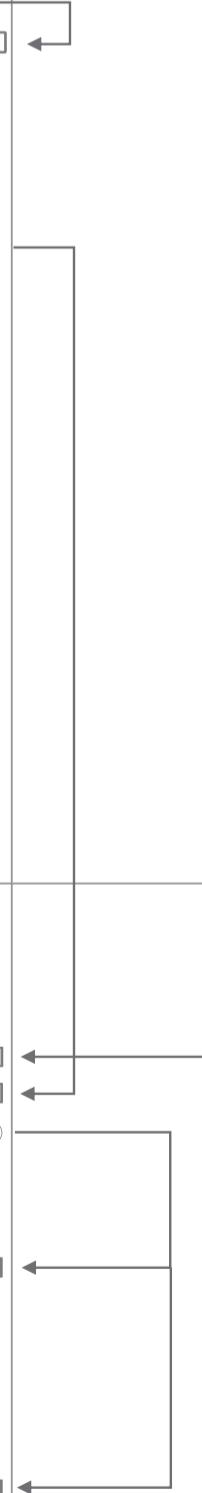
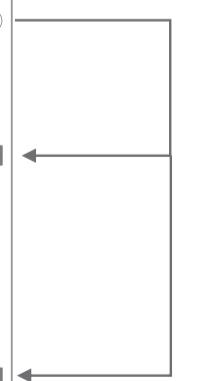
機能等	事例・場面	関係性	中核機関の動き
	<ul style="list-style-type: none"> 玄関先で動けなくなっていたところを、近隣住民が発見。 隣町の大学病院に救急搬送され、その後X市内の病院に転院。 		
広報	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> Cさんは成年後見センターが先月主催した研修を受講していた。 <p>【場面①に行き着くまでに・・・】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見センター職員Bさんは、成年後見制度の必要性の判断のために、医療相談員Cさんと在宅時に支援していたT地域包括支援センターDさんのケース会議を開催することにした。 この際、医療費の滞納整理に加え、在宅時に消費者被害の可能性があったことから、昨年度に実施した勉強会の講師であった県庁④所在地に事務所を構える弁護士に相談したところ、来てもらえることに。 姉と甥の存在がわかったが、支援の状況から支援放棄の可能性も確認。 これらの状況を踏まえ、センター職員Bさんは、X市役所長寿介護課G主査に対して、市長申立ての相談をすることにした。 		<p>研修会の開催</p>
権利擁護の相談支援	<p>【場面①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見センター職員Bさん（X市役所から中核機関を受託）は、病院の医療相談員Cさんからこの案件について相談を受けた。[1] ←（Cさんは成年後見センターが先月主催した研修を受講しており、その際グループワークが一緒であったBさんに連絡した） 姉は甥に任せきり。その甥が、転院時までは何とか支援をしてくれたが、先日の甥とのやり取りでは「A子さんの面倒はこれ以上看られない。もう関わりたくない。」と言われている。本人の治療は終了しており、在宅独居は難しく、認知症の程度からも医療契約や金銭管理が出来る状態ではない。今後、施設等を利用するこや金銭管理を他者に任せることを、本人は希望している。 退院の調整とそれに伴う介護保険サービスの契約や金銭管理、医療費の滞納などの理由から、成年後見制度の利用は必要と判断。 上記について、センター職員Bさんは、X市役所長寿介護課G主査に対して、市長申立ての相談をした。 		<p>ケース会議の開催・参加 制度利用の必要性の判断 専門職の参加コーディネート</p>
市町村長申立て	<p>【場面②】</p> <ul style="list-style-type: none"> X市役所長寿介護課G主査は、A子さんの姉に郵送で意向確認したところ、姉から電話で連絡がきた。 姉が「息子に任せてきたが、自分の妹のことだ。どうしたらよいか。」と言ってきたので、G主査は「A子さんは退院できる状況。[2] 成年後見制度の利用を行い、認知症対応型のグループホームへの入居の手続きが必要。」と、ケース会議での検討状況を説明した。 姉からは「申立ては家族で行う。グループホームの申込書も送ってほしい。」との希望があつたため、資料を送付した。 しかし、その後、医療相談員のCさんから「1か月近く、何の動きもないのだが。」と連絡が入ったと、成年後見センター職員Bさんからの報告があつた。 そこで、G主査は姉に連絡したところ、「認知症対応型グループホームは家賃が高いし、妹は年金で厳しい。援助もできない。」「今は忙しいし、そもそも成年後見制度は書類が難しい。」と言い、何も動きがないことが判明した。 翌日、G主査のもとに甥からの電話があった。「何やら母親に言いつけているようだな。病院にいられなくなるなら、グループホームに移るのは百歩譲っても、成年後見制度なんか、よくわからない他人に叔母の年金を預ける必要はない。」 ← 困ったG主査は上司に相談したのだが・・・ 		<p>行政との連携 市町村長申立てへのつなぎ</p> <p>行政との連携 ケースの進行管理</p>

参考資料：市町村長申立てと地域連携ネットワーク 事例の全体像＜裏面＞

田中A子さん（87歳・女性） 中部地方のX市に一人暮らし
 ・診断：アルツハイマー型認知症（後見相当）
 ・親族：都内に、姉とその子（甥）

<表の見方>

機能等………機能や市町村長申立て、協議会の流れを示しています。
 事例・場面………本科目で扱う事例を記載しています。
 関係性………事例の各場面間の関係性を示しています。
 中核機関の動き………事例の各場面での中核機関の動きを示しています。

機能等	事例・場面	関係性	中核機関の動き
権利擁護支援チームの形成支援	<p>【場面③】</p> <ul style="list-style-type: none"> 姉の動きが依然みられないことから、市長申立てとして実施することに。 [2] 本人情報シートについては、成年後見センターを通じて、在宅時に支援していたT地域包括支援センターからの情報ももらいつつ、医療相談員Cさんが作成。 [3] 診断書は同じく医療相談員Cさんを通じて医師へ依頼。 [4] ケース会議で得られた情報、本人情報シートの内容等から、G主査は申立書を作成することになった。 [5] A子さんの場合、医療費の滞納整理、在宅時に消費者被害の可能性、親族間紛争の可能性といった課題から、弁護士を候補者として申立てを行うことにした。 また、G主査は、成年後見センター職員Bさんから、事前に関係者との調整により、成年後見人が選任されるまでの期間は、特に早急に支払わなくてはいけないものや財産の処分等を行う必要はないと言っていたので、審判前の保全処分と事務管理の必要が今回はないとも上司に報告した。 		本人情報シート作成の調整 診断書作成の調整 候補者等の検討・調整 事務管理等の必要性の判断
権利擁護支援チームの自立支援	<p>【場面④】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見センター職員Bさんは、後見人のF弁護士と、A子さんを支える関係者との顔合わせをしたいと思っていた。⑥ そんな中、医療相談員Cさんから、退院に向けたカンファレンスを開催したいとの連絡が入ったため、これを活用することにして、T地域包括支援センター職員Dさん、民生委員Eさん、長寿介護課G主査を集め、退院調整と後見人との顔合わせを実施することにした。 [6] 退院カンファレンスでは、入院中の支援と退院に向けた役割が確認された。その際、医療相談員Cさんと後見人のF弁護士とで行われたやり取りが成年後見センター職員Bさんは気になった。 <ul style="list-style-type: none"> 「（医療相談員Cさん）あと、転院時に準備されていた物品だけでは足りなくなっていました。F弁護士さん、お家から追加で持ってきてもらったり、買ってきていただけますか。」 「（F弁護士）うーん。病院では対応していないのでしょうか。」 「（医療相談員Cさん）家で使っているものがなければ、費用は掛かりますが病院のセットでも準備できますよ。」 「（F弁護士）確認になります。A子さんが退院までに急変することはなさそうとのことです、緊急的に手術が必要になっても、成年後見人は医療同意はできません。」 「（医療相談員Cさん）えっ、そうなんですね。では、もしそのような状態になったら、姉か甥にお願いする必要がありますね。」 「（長寿介護課G主査）私が市長申立てやり取りをしている際には、容態が急変した時には何とかご協力を願いたいと伝えてありますので。」 		後見人と既存チームとのコーディネート・調整 地域課題の吸い上げ・把握
協議会	<p>【場面⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見センター職員Bさんは、A子さんの事例を振り返ってみて、今回は相談時に弁護士に来てもらえたが今後はどうするのか、また、退院カンファレンスの際にあった身寄りのない方への支援に関する発言について考えたいと思った。 [4] そこで、G主査と相談して、次回の協議会において、専門職派遣の必要性と身寄りのない方への支援について、A子さんの事例も提示しながら、検討することにした。 [7] そして、2か月後に協議会が開催された。 X市は小規模で専門職も少ないことから、単独で検討するのではなく、協議会に委員派遣で出席している専門職団体が一度持ち帰り、広域での仕組みの案を検討をしてもらえることに。 また、医療機関や施設向けの研修の必要性、成年後見人等が医療同意を求められた際のサインの仕方の統一、医療機関側での貸出サービスの周知などの意見が挙がり、身寄りのない方への支援の理解を進めていく必要があるとの合意形成が図られた。 そして、まずは身寄りがない人の・・・ガイドラインの内容を協議会のメンバーで読み込むことから開始することになった。 [8] 		行政との連携 協議会の事務局 地域課題解決策の検討

広報機能

広報機能については、以下の項目から機能を評価できると考えられます。

全てに取り組まなければならないということではなく、地域の実情に応じて、段階的に取組を実施することが重要です。以下は、取組を考える上での参考となる項目例です。

大項目	小項目	実施状況
制度について の個別説明	メリット、留意点を含めた説明	
	成年後見制度だけでなく 様々な権利擁護支援の仕組みについての説明	
パンフレット	配布した枚数、冊数	
	配布箇所	
	相談するきっかけになっているか	
	研修・相談対応で使用できるものになっているか (制度を説明しやすいか)	
研修会やセミナー	回数	
	受講者数	
	アンケートの結果	
	相談するきっかけになっているか	
広報(パンフレットや研修・セミナー)の内容	制度の活用が有効なケースなどを具体的に伝える周知啓発	
	法定後見制度の後見類型だけでなく、保佐・補助類型、 任意後見を含めた早期利用を念頭においていた内容	
広報の際に連携する各団体	弁護士会	
	司法書士会	
	社会福祉士会	
	その他専門職団体等(会)	
チームに加わる 関係者への広報 (パンフレットの配布や研修・ セミナー開催)	身近な家族・親族	
	市町村の窓口	
	主治医・かかりつけ医	
	介護支援専門員	
	相談支援専門員	
	生活保護ケースワーカー	
	保健師	
	精神保健福祉士	
	入所先社会福祉施設	
	認知症初期集中支援チーム	
	認知症疾患医療センター	
	医療機関	
	金融機関	
	介護サービス事業所	
	障害福祉サービス事業所	
	訪問看護ステーション	
	民生委員・児童委員	
	自治会	

相談を受ける際、この窓口に相談しようと思ったきっかけを記録しておくと、広報活動の評価の際、役立てることができます。

相談機能

相談機能については、以下の項目から機能を評価できると考えられます。

全てに取り組まなければならないということではなく、地域の実情に応じての取組を、段階的に実施していくことになります。以下は、取組を考える上での参考となる項目例です。

大項目	小項目	実施状況
多様な相談者	早期の相談（後見類型以外（保佐、補助）の相談が入っているか）	
	早期の相談（首長申立て以外（本人や家族等、任意後見）の相談が入っているか）	
	相談者の属性（どの所属からの相談か）	
	相談者の所属地域（相談が入ってこない地域があるか）	
	親族からの相談が入っているか	
情報の集約	相談者からの情報以外にも、内容に応じて本人や関係機関から情報収集できているか	
	必要に応じてケース会議への出席、ケース会議の招集等によって、情報を集約できているか	
後見等ニーズの精査	判断能力不十分な本人のニーズを分析した上での相談対応（成年後見制度以外の対応があるか） (ニーズを解決できる機関、あるいは継続して関わる機関につなげて、相談を終了することができているか)	
	成年後見制度以外の権利擁護支援の対応の検討・説明	
	必要に応じた専門職からの助言の確保	
	補助・保佐の活用を考慮した対応	
必要な見守り体制	必要なつなぎ先と連携がとれているか (連携が困難な関係機関はないか)	
	地域包括支援センターとの連携	
	相談支援事業所との連携	
	民生委員・児童委員、自治会との連携	
	その他、見守りをしている機関との連携	

どの地区からの相談が多いかといった地域ごとの分類や、介護支援専門員や相談支援専門員といった相談者の属性ごとの分類を記録しておくと、次にどの地域のどのような関係機関に広報を実施したら良いのかを考えることができます。

連携が必要にもかかわらず困難を抱えている場合には、協議会等で連携体制の構築について検討することが有効です。

成年後見制度利用促進機能

成年後見制度利用促進機能については、以下の項目から機能を評価できると考えられます。

全てに取り組まなければならないということではなく、地域の実情に応じての取組を、段階的に実施していくことになります。以下は、取組を考える上での参考となる項目例です。

[担い手の育成・活動の促進]

大項目	小項目	実施状況
市民後見人の研修・育成・活用	都道府県・市町村と関係機関（法人後見実施機関、専門職団体、家庭裁判所）等の連携による研修・育成	
	修了者が実務経験を重ねる取組（法人後見業務、見守り業務、日常生活自立支援事業の支援員業務など）	
	市民後見人選任後の継続的支援体制の整備	
	市民後見人養成カリキュラムについての家庭裁判所への説明	
	継続的支援体制についての家庭裁判所への説明	
市民後見人の受任調整	選任以外の活躍の場の提供	
	市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理	
	市民後見人候補者へのアドバイス	
法人後見の担い手の育成・活動支援	市民後見人候補者名簿の作成	
	法人後見実施機関の育成・活動支援	
	障害分野で活用できる法人後見実施機関（社会福祉協議会、市民後見人研修修了者、親の会等を母体とするNPO法人等）の育成・活用	
	後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保	

受任者調整（マッチング）等の支援

「家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討」(国基本計画 p.8) を行います。

「市町村長申立ての適切な実施や、『親亡き後』の障害者の長期にわたる後見等を意思決定支援・身上保護を重視した運用に変えていく支援体制を早期に整備していく観点」(国基本計画 p.18) から体制整備を行うため、市町村長申立ての候補者推薦（老人福祉法第32条の2等を根拠とする）を行うところから始めている市町村が多くあります。

大項目	小項目	実施状況
専門職後見人候補者の推薦	専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）に対しての後見人候補者名簿の整備を依頼	
市民後見人の受任調整（再掲）	市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理	
	市民後見人候補者へのアドバイス	
	市民後見人候補者名簿の作成	
親族後見人が受任できるための支援	後見人になるにふさわしい親族後見人候補者への助言、専門職へのつなぎ	
	親族後見人選任後の継続的支援体制	
	親族後見人への継続的支援体制についての家庭裁判所への説明	
家庭裁判所との連携	後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるための、連携体制の整備	

日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

大項目	小項目	実施状況
関連制度からのスムーズな移行	日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度へ移行することが望ましいケースを検討する体制の整備	
	生活保護受給者を含む低所得者等が後見等開始の審判の請求が適切に行われる体制の整備（成年後見制度利用支援事業の更なる活用）	

後見人支援機能

後見人支援機能については、以下の項目から機能を評価できると考えられます。

全てに取り組まなければならないということではなく、地域の実情に応じての取組を、段階的に実施していくことになります。以下は、取組を考える上での参考となる項目例です。

大項目	小項目	実施状況
日常的な相談	市民後見人からの日常的な相談に応じる体制整備 親族後見人等からの日常的な相談に応じる体制整備 → 不正防止効果にもつながる	
意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援	法的な権限をもつ後見人と、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制の整備 後見人支援のために専門的知見が必要であると判断された場合に、法律・福祉の専門職がケース会議開催等によって本人を支援することができるよう、専門職団体の協力が得られるための体制整備 財産保全を最優先とした硬直的な運用ではなく、本人の生活状況等に応じた財産の積極的活用等の適切・柔軟な運用を保障するための体制整備	* 都道府県単位、家庭裁判所単位での権利擁護支援ネットワークの機能にもなるものと思われる。
チームに加わる関係者への研修(意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援についての研修)	介護支援専門員 相談支援専門員 生活保護ケースワーカー 保健師 精神保健福祉士 入所先社会福祉施設 認知症初期集中支援チーム 認知症疾患医療センター 介護サービス事業所 障害福祉サービス事業所 訪問看護ステーション 民生委員 市町村窓口 専門職	
家庭裁判所との連携	本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や、ほかの支援体制への切り替えが望ましいと考えられる場合の、新たな後見人候補者推薦等や、家庭裁判所との連絡調整	
移行型任意後見契約の発効の必要性への支援	任意後見監督人選任の申立てが必要な状態になっている移行型任意後見契約の存在を発見した場合の支援(必要に応じて、ケース会議等を開催し専門職団体の協力を得る)	

不正防止効果

不正防止については、4つの機能が充実していく中での、効果として期待されるものです。以下は、取組を考える上での参考となる項目です。

大項目	小項目	実施状況
チームによる見守りにおける不正防止の視点	親族後見人等の経済的虐待や横領等の不正行為の兆候の早期の把握（チームメンバーが、不正があるかもしれないと思った時に、どこに知らせればいいかを知っている）	